

「関西観光・文化振興計画」検討委員会設置要綱

(目 的)

第1条 この委員会は、関西広域連合の「第2期関西観光・文化振興計画」（以下「計画」という。）について、社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たな計画としてまとめるため、各分野からの有識者・専門家からなる委員会を広域観光・文化・スポーツ振興局内に設置する。

(名 称)

第2条 この委員会は、「関西観光・文化振興計画」検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の見直し・策定に関すること
- (2) その他計画の見直し・策定にあたって必要なこと

(委 員)

第4条 委員は次の分野から構成する。

- (1) 観光に関する有識者
- (2) 文化に関する有識者
- (3) その他計画の見直し・策定に関する見識を有する者

(委員会開催)

第5条 委員会は関西広域連合広域観光・文化・スポーツ振興局長が招集する。

- 2 委員会には、委員のうちから互選により座長1名を置き、座長は委員会のとりまとめを行う。
- 3 委員会は、第1条の目的を達成するために、年3回程度必要に応じて開催する。
- 4 委員会は、座長が認めるときは、参集以外の方法で開催することができる。
- 5 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

(意見聴取)

第6条 座長が必要と認めるときは、委員以外の専門家等に意見を求め、計画見直し・策定の参考にすることができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、関西広域連合広域観光・文化・スポーツ振興局において行う。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この設置要綱は、令和6年6月10日から施行する。